

第2回横浜市庁舎駐車場指定管理者選定評価委員会 会議録	
日 時	令和6年6月17日(月) 9時30分～11時30分
開 催 場 所	市庁舎18階みなと8会議室
出 席 者	中村文彦委員長、池田陽子委員、檜垣萌美委員、伏見達委員、吉岡耀子委員(計5人) 指定管理者3人、事務局8人
欠 席 者	なし
開 催 形 態	非公開
議 題	1 指定管理者自己評価説明、質疑応答 2 現地調査(市庁舎駐車場) 3 指定管理者質疑応答 4 意見交換
議 事	<p>選定評価委員5人中5人出席。半数を超えているため、本委員会は成立した。 事務局から、評価の公平・公正性を担保するため、会議は非公開とすることを説明しました。</p> <p>1 指定管理者自己評価説明、質疑応答 (指定管理者) 自己評価について説明。 (委員) 緑区駐車場について、係員増員の費用は横浜市が負担しているとのことだったが、係員を増やす提案は市と指定管理者どちらからだったのか。 (事務局) コロナ後、緑区にて平面駐車場をまず1年間使用してみた。そこに係員を配置すると平面駐車場の使用が問題なくできることが確認できたため、その後、協議を行い、今年度から横浜市負担で平面駐車場を使用し、市民サービスの向上を図った。 (委員) フラップレス式が防犯に役立つとはどういうことか。 (指定管理者) 車両ナンバーを読み込むため、それがプレッシャーとなる。車両ナンバーから所有者を探すことも可能。 (委員) 記録はすべて残るのか。 (指定管理者) 不正時の記録は残っている。 (委員) 駐車場の常駐スタッフに横浜市民を採用、とあるが、推移としては増えていつているのか。採用時に優先しているのか。 (指定管理者) 面接時に横浜市在住ということは見ている。推移として多少の増減はあるが、そもそも人の入れ替えがあまりないため、80%程度となっている。 (委員) 都筑区の災害トイレは他の区駐車場では採用していないのか。 (指定管理者) 災害用トイレは都筑区のみであり、設置は横浜市である。 なお、横浜市で推進しているハマッコトイレは、鶴見区、港北区、磯子区に設置されている。 (委員) そうした設備を駐車場につけられたのはいいアイデアだと思う。</p>

(指定管理者) 駐車場自体、災害に強い施設である。一方で津波には注意が必要であるため、防潮板を設置している。

(委員) 災害トイレを使った事例はあるか。

(指定管理者) 今のところはない。

## 2 現地調査 (議題3)

指定管理者の案内により、市庁舎駐車場を現地調査

## 3 指定管理者質疑応答

(委員) 指定管理開始後、すぐにコロナ禍となって収益が減って気の毒だと感じたが、そのあたりどのように考えているか。

(指定管理者) 市役所駐車場だけではなく、駐車場業界自体厳しくなったが、親会社からの資金援助もあり、滞納等なく対応できた。また、指定管理の状況を鑑みて、市から減免のご協力をいただいた。

(委員) 収支状況の資料を確認したい。令和2年度のブロックAの部分の実績で、収入が116百万、支出が162百万、最低保証金額18百万、となっているが、指定管理収入が116百万ということによいか。

(指定管理者) 駐車場収入が116百万である。

(委員) 支出、キャッシュアウトの額は、162百万+18百万、ということによいか。

(指定管理者) そのとおり。支出の中には最低保証額は含まれない。

(委員) 162百万+18百万で大体180百万になるが、116百万から180百万を引いた64百万が赤字となっているという理解によいか。

(指定管理者) そのとおり。

(委員) 予算では最低保証額が29百万となっているが、本来であれば29百万を支払うべきだったということか。

(指定管理者) そのとおり。最低保証額は固定された金額を支払う。令和2年度はコロナ禍であったため、横浜市と協議の上、最低保証額が決まった。

(委員) 予算の212百万から183百万を引くと29百万になると思うが、ブレイクイーブンになるように最低保証額を設定していたということか。

(指定管理者) そのとおり。費用の中に、管理費を含めている。

(委員) 招き灯設置の支出も、いずれかの年度の支出に含まれているのか。

(指定管理者) 含まれている。

(委員) 利用料金の変更について、値上げ、値下げがあるが、かなり変更幅が大きいように感じた。これはすべてコロナ禍による影響か。

(指定管理者) 市庁舎は、近隣の200台規模の駐車場が閉鎖したことにより、前面道路に行列ができるくらいまで市庁舎駐車場の利用が急増したため、料金値上げした。料金値上げして車両を整理するようにした。

(委員) 青葉区の利用料金を下げているのは、利用を促進するという意味合

	<p>いか。</p> <p>(指定管理者) コロナ禍で利用台数が低迷していたため、利用増進の意味で青葉区と協議し、値下げをした。</p> <p>(委員) 料金を変更したということはいつか元の金額に戻すということにならないか。利用者にとっては目まぐるしく料金が変わってしまうと感じることにならないか。</p> <p>(指定管理者) 主に最大料金の設定を変更している。市区庁舎利用の方は短時間利用が多いが、そこは変更しておらず、平日庁舎利用の方には影響ない。</p> <p>(委員) 例えば金沢区は全日夜間を値下げしている。これは利用促進を狙ったものということか。</p> <p>(指定管理者) そのとおり。</p> <p>(委員) 通常の庁舎利用者には影響がないということ。</p> <p>(事務局) 料金が目まぐるしく変わると市民の方が戸惑ってしまうという点については、公募要項の中で概ね料金変更してから6か月は変えないという条件を付している。</p> <p>(委員) トラブルが多い駐車場あるか。</p> <p>(指定管理者) 市庁舎では、高さオーバーの車が招き灯にぶつかってしまう事故がある。思いやり車室及び地下2階の高さは2.3mだが、その他は2.1mとなっているため、入口制限は2.3mとなっている。高さ制限の表記難しいが、常駐員による声掛け等でカバーしている。</p> <p>(委員) 利用者から料金変更の声は上がっていないか。</p> <p>(指定管理者) 全体として、スポーツセンター利用で減免時間が短いのではなどという声はあるが、公共交通機関利用者との兼ね合いもあるため、概ねご理解いただいていると思っている。</p> <p>(委員) 6か月は利用料金変更しないとのことだが、6か月は利用者にとってはあっという間では。</p> <p>(指定管理者) 市庁舎の場合、周辺への影響が多かったので料金を変更しているという背景がある。また、料金変更の際は1か月前から利用者へ周知している。</p> <p>(委員) 旭区第二駐車場のアスファルト舗装の費用負担はどちらか。</p> <p>(指定管理者) 弊社負担である。弊社から提案させていただいているもの。</p> <p>(委員) 舗装は市の財産となるのか。</p> <p>(指定管理者) 市所有(残置)となる。</p> <p>(委員) 注水式コーンとは何か。</p> <p>(指定管理者) コーンの重りとして水をいれるもの。</p> <p>(委員) 都筑区の駐車券紛失の原因は。</p> <p>(指定管理者) 減免を受ける人は駐車券を持ち出すことが多いことに起因すると思われるが、都筑区だけ多い理由は不明。</p> <p>(委員) コールセンターとは日本パーキングのコールセンターか。</p>
--	---

	<p>(指定管理者) パーキングサポートセンターという、100%子会社のコールセンター。</p> <p>(委員) コールセンターが繋がりにくいときは、その場で解決できるよう事務室に繋がっているということか。</p> <p>(指定管理者) 市庁舎のように事務室に人数がいる場所であればそのようにしている。人数が少ないところは、コールセンター対応となる。</p> <p>(委員) コールセンターは日本パーキングが運営しているすべての駐車場に対して、東京と新潟でやっているのか。</p> <p>(指定管理者) 約半分。その他の半分はメーカー系のコールセンターにて対応している。</p> <p>(委員) 約半分の駐車場を東京と新潟のコールセンターで請け負っていて、そこが混み合って繋がりにくいということか。</p> <p>(指定管理者) そのとおり。スマートフォン導入なども進めているが、まだ過渡期であり、そのような状況である。</p> <p>(委員) 近未来的にはチャットサービスや AI とか使用していくと思うが、今はまだ使用していないのか。</p> <p>(指定管理者) 将来的に検討中というところ。なかなか募集しても人がこないという側面もある。</p> <p>(委員) イベント時の係員増員費用は、イベントでの駐車場増収と折り合うのか。</p> <p>(指定管理者) コロナ禍では折り合っていなかったが、令和5年度などはだいぶ折り合う数字になってきた。当初計画通りの増員を行っている。</p>
	<p>4 意見交換</p> <p>(委員) 市民から窓口時間の減免時間を増やして欲しいという意見があるが、これは指定管理者の権限で決めることができるのか。</p> <p>(事務局) 減免規程等で定めており、決めるのは市である。</p> <p>(委員) ということは、この要望があったとしても、指定管理者では対応できないということか。</p> <p>(事務局) そのとおり。</p> <p>(委員) 減免になると思ったのにならなかったという意見があったと思うが、減免内容は利用者に案内しているのか。減免対象一覧の表示やチラシなどがあればと思うので、減免内容の周知であれば指定管理者がやれないこともないではないか。</p> <p>(委員) 減免のルールは市で管理しているため、責任を考えると、指定管理者では難しいという部分がある。市が減免に関するルールを市民に、事前に提供できているかということではないか。</p> <p>(事務局) 区役所窓口やウェブサイトには減免内容について周知されている。</p> <p>(委員) 広報の問題だと思うが、利用するときにあらかじめ減免対象がわかるよう一覧があるとよい。そういったものがない。区役所行けば、</p>

	<p>こういった場合であれば減免ですよと説明、案内してもらえます。</p> <p>(委員) 減免の内容について、例えば会議室を借りるときは借りる所で案内があればいいし、予防接種は減免になります、授乳はなりません、などそれぞれ適切なタイミングで事前に案内があればと思う。</p> <p>(事務局) 減免内容については、窓口でも案内している。また、すべての駐車場の入口に利用料金や減免対象について、指定管理者が設置した看板で案内している。</p> <p>(委員) 看板について指定管理者の提案か、それとも市の指示か。</p> <p>(事務局) 利用者への分かりやすい案内、という指定管理者の提案である。</p> <p>(委員) 授乳室利用も減免にして欲しいという意見がある。</p> <p>(事務局) 減免は相談または手続きとなっているため、授乳室やトイレのみの利用では減免対象とならない。また、システムトラブル等で手続きに時間がかかるような場合は、減免時間を増やすなどの対応している。</p> <p>(委員) 減免になるかならないか、行ってから分かるのと事前に分かっているのとでは違うと。広報の問題ではないか。</p> <p>(委員) 指定管理者は現場もよく見ているし、一生懸命やっている様子が伺える。</p> <p>(委員) 交通誘導員の1級とか2級などあると思うが、それに対する配置はどのような基準なのか。</p> <p>(事務局) いわゆる幹線道路での交通整理が必要な場合には、交通誘導員の有資格者を配置することになっており、例えば市庁舎や港北区などが対象となる。</p> <p>(委員) 交通誘導員は国家資格か。そういう場所に対して何人配置しなければならないと決まっているのか。</p> <p>(委員) 駐車場に対しては必要ない。あくまで道路についてである。</p> <p>(事務局) 法律としては警備業法になり、国家資格である。駐車場に対しては必須ではない。</p> <p>第3回委員会の予定を確認</p>
<p>資 料</p> <p>・</p> <p>特 記 事 項</p>	<p>1 資料</p> <p>(1) 第2回 横浜市庁舎駐車場指定管理者選定評価委員会 本日の予定</p> <p>(2) 評価作業の進め方について</p> <p>2 特記事項</p> <p>次回は、7月4日(木)に市庁舎18階みなと5会議室で開催予定。</p>